

社会福祉法人会津坂下町社会福祉協議会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人会津坂下町社会福祉協議会（以下「法人」という。）の職員を指揮管理監督運営するため、役員へ一定額の役員報酬を支給することを目的とする。

(支給範囲)

第2条 法人の役員に対する報酬の支給範囲は、非常勤役員（会長）1名とする。

(報酬額)

第3条 法人の役員報酬額は、年額「416,000円」とする。

(支払方法)

第4条 役員報酬は、毎年6月及び12月に支払うものとする。支給日は、期末手当・勤勉手当の支給日に支払う。

(改廃)

この規程の改廃は、理事会及び評議員会の承認を得て行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成11年1月1日から施行する。

(施行期日)

2 この規程は、平成24年3月29日一部改正し、平成23年6月1日より施行する。

(支給の範囲に関する特例措置)

3 第2条に規定する法人の役員に対する報酬の支給範囲は、当分の間、非常勤役員（副会長）1名とする。

(施行期日)

4 この規程は、平成25年3月29日一部改正し、平成24年6月1日より施行する。

5 附則第3項の規定を廃止し、規程第2条の規定どおりとする。

6 この規程は、令和5年6月23日(評議員会議決日)より施行する。

役員報酬等の関する算定方法(第3条)について

報酬が年額で定められている会長が、新たに就任したときの報酬は就任した日の属する月(1日付け)から月割り(下記計算式による)で支給し、退職または死亡したときの報酬は、退職または死亡した日の属する月まで月割り(下記計算式による)で支給する。

※年額の起算日 4月1日

月割り計算式(1円未満切り上げ)

報酬年額 × 就任月数
12 か月

例 6月30日で役員改選が行われた場合。

$416,000 \div 12 \text{ か月} \times 3 \text{ か月} = 103,999.9 \div 104,000$ (前会長)

$416,000 \div 12 \text{ か月} \times 9 \text{ か月} = 311,999.9 \div 312,000$ (新会長)